石川県道松線	金沢美川小停車場線	白山市松本町七百六十八番一から能美郡川北町字橘三百三十一番一まで	加賀市と金沢港を連絡する道路の一部
和歌山県道	南平野下里停車場線	東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字馬瀬前四百十五番一から同町大字下里字谷千八百一番一まで	那智勝浦町及び太地町と近畿自動車道紀勢線を連絡する道路の一部
霧島市道号線	小村新田四	霧島市国分広瀬字会所下千六百二十八番一から同市国分広瀬字会所下千六百十六番二まで	霧島市と東九州自動車道を連絡する道路の一部

○国土交通省告示第三百四十六号

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第一項の規定に基づき、空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示

空港の設置及び管理に関する基本方針（平成二十年国土交通省告示第千五百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七　その他 １　（略） ２　（略） ３　その他 空港の設置及び管理に際しては、第三５の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係その他法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。	第七　その他 １　（略） ２　（略） ３　その他 空港の設置及び管理に際しては、第三５の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係その他法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。
空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。 特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。	空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。
附　則 この告示は、公布の日から施行する。	

○国土交通省告示第三百四十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第七条の二第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示の一部を改正する告示

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第七百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運送引受書の記載事項） **第二条**　旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書（次条において「運送引受書」という。）に記載する事項は、次のとおりとする。 （運送引受書の様式） **第三条**　運送引受書は、第一号様式によるものとする。	（運送引受書の記載事項） **第二条**　旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。 （新設）